

ご遺族のための おくやみハンドブック

～おくやみに関連したさまざまな手続きのご案内～

ご遺族の方へ

ご逝去を悼み、つつしんでお悔やみ申し上げます。

能美市では、市役所で行っていただく主な手続きについてご案内するとともに、必要となる手続きを、少しでも負担なく行っていただけるようハンドブックにまとめました。

このハンドブックが、皆様の手続きの一助となれば幸いです。



能美市

もくじ

参照ページ

手続き窓口のご案内	3
手続き時に必要となる主な持ち物	4
市役所で行う手続き一覧	5・6
1. 戸籍・住民票等について	7・8
2. 保険について	9
3. 年金について	10
4. 介護保険について	11
5. 障害福祉について	11
6. 児童福祉について	12
7. 市税について	13・14
8. 市営住宅について	15
家系図（三親等内の親族）	16
委任状（権限のある相続人の代理人が来庁する場合）	17

手続き窓口のご案内

市役所で行う手続きにつきましては、以下の窓口でご案内しております。亡くなられた方の住民登録が能美市にある場合を中心としたご案内になります。能美市以外の場合、十分なお案内ができませんので、住民登録の市区町村役場にご相談いただくことをお勧めいたします。

市役所での手続きは、通常1時間程度、手続きに時間を要します。お時間に余裕を持ってお越しいただけるようお願いいたします。あわせて、手続きに来庁される際は、待ち時間の緩和のため、出来るだけ事前にご予約をお願いいたします。

受付時間 午前9時から午後4時30分
(平日のみ)

能美市役所 市民サービス課（おくやみコーナー）
能美市来丸町1110番地
(☎0761-58-2213 FAX0761-58-2293)

能美市役所 寺井サービスセンター（寺井分室内）
能美市寺井町た35番地
(☎0761-58-2216 FAX0761-58-2299)

能美市役所 根上サービスセンター（浜小学校向かい）
能美市中町子86番地
(☎0761-58-2215 FAX0761-55-4113)

手続き時に必要となる主な持ち物

亡くなられた方のもの

- 市役所から交付されたもの
例：印鑑登録証、いきいきパスポート（ふれあい入浴利用証）、介護用品助成券など
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 医療費受給資格者証
- 各種障害者手帳
- 住民基本台帳カード

※亡くなられた方のものが見当たらない場合は、当日その旨お知らせください。

来庁される方のもの

- 本人確認書類
 - 顔写真付きのもの（1点可）
例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - 顔写真付きでないもの（2点）
例：健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など
- 委任状
※死亡にともなう各種手続きを権限のある相続人の代理人の方が行う場合、必要となります。
- 認印（スタンプ印不可）
- 預金通帳（喪主・相続人代表）

⇒その他、手続きごとに必要なものは「市役所で行う手続き一覧」をご確認ください。

市役所で行う手続き一覧

	対象者	手続き	必要なもの	担当課	電話番号
健康 保険	国民健康保険に加入していた方	・資格喪失届 ・葬祭費申請	・被保険者証 ・通帳（喪主）	保険年金課 （市役所 本庁舎 1階③番）	0761- 58-2236
	後期高齢者医療保険に加入していた方	・資格喪失届 ・葬祭費申請 ・受領申立書	・被保険者証 ・通帳（喪主・相続人代表）		
	社会保険・健保組合・建設国保等に加入していた方	必要な手続きや書類等は勤務先や加入していた健康保険組合等へお問い合わせください。			
年金	年金を受給されていた方	・未支給年金請求 ・死亡届 等	日本年金機構または共済組合へお問い合わせください。	保険年金課 （市役所 本庁舎 1階③番）	0761- 58-2236
				小松年金 事務所	0761- 24-1791
介護	介護保険被保険者証をお持ちの方 （①65歳以上、②40歳～64歳までの要介護認定を受けていた方）	・資格喪失届	・被保険者証 ・通帳（相続人代表）	保険年金課 （市役所 本庁舎 1階③番）	0761- 58-2236
障がい	身体障害者手帳をお持ちの方	・手帳返還届	・身体障害者手帳	福祉課 （市役所 本庁舎 1階⑥番）	0761- 58-2230
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳返還届	・精神障害者保健福祉手帳		
	療育手帳をお持ちの方	・手帳返還届	・療育手帳		
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童の方	必要な手続きや書類等は担当課へお問い合わせください。			
	特別障害者手当・障害児福祉手当等を受給していた方	必要な手続きや書類等は担当課へお問い合わせください。			
子ども	配偶者の死亡により、18歳未満の子を養育していてひとり親家庭となる方	必要な手続きや書類等は担当課へお問い合わせください。		子育て支援課 （市役所 本庁舎 1階④番）	0761- 58-2232
	児童手当の受給者または支給対象児童の方				
	児童扶養手当の受給者または支給対象児童の方				
	認定こども園等を利用されている方				

	対象者	手続き	必要なもの	担当課	電話番号
医療	乳幼児・児童医療費を受給していた方 (0歳～18歳までのお子様の保護者)	・受給資格者証の返還	必要な手続きや書類等は 担当課へお問い合わせください。	子育て支援課 (市役所 本庁舎 1階④番)	0761- 58-2232
	ひとり親家庭等医療費助成を 受給していた方	【亡くなった方が子ども の場合】 ・受給資格者証の返還			
	心身障害者(児)医療費助成を 受給していた方	・受給資格者証の返還		福祉課 (市役所 本庁舎 1階⑥番)	0761- 58-2230
水道	水道の使用者・所有者になっていた方	・使用者・所有者の 名義変更届		上下水道課 (寺井分室 1階)	0761- 58-2260
	下水道事業受益者になっており、 徴収猶予の土地をお持ちの方	・公共下水道事業受益者 変更申告書			0761- 58-2261
市税	次の税金がある方 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 市民税・県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税	・相続人代表者指定届兼 固定資産現所有者申告書	・相続人代表者の本人確認書類	税務債権課 (市役所 本庁舎 2階⑦⑧番)	0761- 58-2206
	固定資産の代納者となっていた方	・相続人代表者指定届兼 固定資産現所有者申告書 (代納者の変更)	・相続人代表者の本人確認書類		
	共有資産の代表者となっていた方	・共有分固定資産税に係る 代表者変更(選定)届			
	未登記家屋を所有していた方	・固定資産未登記家屋の 相続届出書	【下記①または②をお持ちください。】 ①・相続人全員の実印及び 印鑑証明書(写し可) ②・遺産分割協議書 ・相続人代表者の実印及び 印鑑証明書(写し可)		
	軽自動車(四輪・三輪)を持っていた方	必要な手続きや書類等は 右記の取り扱い窓口へお問い合わせください。		軽自動車 検査協会 石川事務所	050- 3816-1853
	自動二輪車(125cc超)を持っていた方			北陸信越 運輸局 石川運輸支局	050- 5540-2045
原動機付自転車(125cc以下)、ミニカー、 小型特殊自動車を持っていた方	必要な手続きや書類等は 担当課へお問い合わせください。		税務債権課 (市役所 本庁舎 2階⑦⑧番)	0761- 58-2206	
市税等を口座振替されていた方	・金融機関への口座 振替依頼書の提出または 納付書の受け取り		税務債権課 (市役所 本庁舎 2階⑦⑧番)	0761- 58-2206	
空き家	空き家を相続または管理していた方	空き家について相談がある場合は 担当課へお問い合わせください。		まち整備課 (寺井分室 2階)	0761- 58-2251
農地	農地、山林を所有していた方	【相続登記後】 ・相続等による農地、 山林取得届	必要な手続きや書類等は 担当課へお問い合わせください。	農業委員会 (農林課内) (寺井分室 3階)	0761- 58-2256
市営住宅	市営住宅に入居されていた方	必要な手続きや書類等は担当課へお問い合わせください。		まち整備課 (寺井分室 2階)	0761- 58-2251
市営墓地	市営墓地を使用されていた方	必要な手続きや書類等は担当課へお問い合わせください。		生活環境課 (市役所 本庁舎 2階⑨番)	0761- 58-2217

1. 戸籍・住民票等について

◇死亡届の提出・住民票の消除について

火葬がお済みの方は、死亡届は提出済みです。

死亡届が提出されるとそれに伴い住民票の消除も行われます。能美市に住民登録や本籍がある方で、死亡届を能美市以外の市区町村役場に提出された場合は、死亡事項の記載がある住民票（除票）、戸籍・除籍（謄本・抄本）の交付に日数を要しますことをご了承ください。

◇世帯主変更届

亡くなられた方が世帯主であった際、亡くなられた方と同じ世帯に2人以上いる場合、死亡届の届出人の方を世帯主とさせていただきます。世帯主変更をご希望の際はお申し出ください。

◇戸籍謄本等の請求について

請求先は、本籍のある市区町村役場となります。本籍が能美市以外の場合は本籍のある市区町村役場にお問い合わせください。戸籍謄本等を請求する場合は、出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要か、あらかじめ提出先にご確認ください。

◇火葬許可証について

火葬許可証は死亡届が提出されたときに交付されます。休日・閉庁時間に死亡届を提出された場合は、死亡届の記載内容で交付いたします。訂正をご希望の際はお申し出ください。なお、火葬許可証は納骨や改葬のときに必要となります。紛失による再交付はできませんので大切に保管してください。

◇マイナンバーカード・通知カードについて

相続等の各種手続きに、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）が必要になる場合があります。そのままお手元にお持ちください。（※返納の必要はありません）

なお、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）入りの住民票（除票）を発行することはできませんのでご注意ください。

◇印鑑登録証について

印鑑登録については亡くなられた時点で廃止となります。印鑑登録証は返納もしくは廃棄してください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください
市民サービス課（おくやみコーナー）
市役所本庁舎1階①・②番窓口
☎0761-58-2213
FAX0761-58-2293

2. 保険について

「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」に加入されていた方が亡くなられたときは、資格喪失等の手続きがありますので、被保険者証、相続人の通帳等をお持ちください。

◇葬祭費の申請について

「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」に加入されていた方が亡くなられたときは、喪主に対して50,000円が支給されますので、喪主の通帳等をお持ちください。

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

(請求権の時効)

ご不明な点は下記までお問い合わせください

保険年金課

市役所本庁舎1階③番窓口

☎0761-58-2236

FAX0761-58-2293

3. 年金について

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、未支給年金の請求等の手続きが必要になります。

◇国民年金に加入中の方が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

保険年金課

市役所本庁舎 1階③番窓口

☎ 0761-58-2236

FAX 0761-58-2293

小松年金事務所

☎ 0761-24-1791

FAX 0761-22-3933

※窓口にお越しの際は、亡くなられた方の年金証書・請求者の本人確認書類・通帳・マイナンバーがわかるものなどをお持ちください。

※手続きの内容によっては、小松年金事務所、共済組合等をご案内する場合があります。

4. 介護保険について

介護保険の被保険者証をお持ちの方が亡くなられたときは、資格喪失等の手続きがありますので、被保険者証・相続人の通帳等をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

保険年金課

市役所本庁舎 1階③番窓口

☎ 0761-58-2236

FAX 0761-58-2293

5. 障害福祉について

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還の手続きがありますので、手帳をお持ちください。また、亡くなられた方が障害者医療費助成を受けていたときは、口座変更の手続きが必要な場合がありますので、相続人の通帳等をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

福祉課

市役所本庁舎 1階⑥番窓口

☎ 0761-58-2230

FAX 0761-58-2294

6. 児童福祉について

お子様に関する手当を受けている方が亡くなったときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象になることがあります。該当の有無についてお早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

子育て支援課

市役所本庁舎1階④番窓口

☎ 0761-58-2232

FAX 0761-58-2293

7. 市税について

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務が承継されます。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

税務債権課

市役所本庁舎 2階⑦⑧番窓口

☎ 0761-58-2206

FAX 0761-58-2292

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されるため、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

税務債権課

市役所本庁舎 2階⑦⑧番窓口

☎ 0761-58-2206

FAX 0761-58-2292

所得税・相続税については

小松税務署

☎ 0761-22-1171

◇軽自動車税

自動二輪車・軽自動車等を所有されていた方がお亡くなりになられた場合、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出、または名義変更や廃車の手続きが必要です。名義変更や廃車の手続きについては、所有されている自動二輪車・軽自動車等の種別によって窓口が異なりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーについては
税務債権課

市役所本庁舎2階⑦⑧番窓口

☎0761-58-2206

FAX0761-58-2292

125ccを超える自動二輪車については

北陸信越運輸局石川運輸支局

☎050-5540-2045

FAX076-208-6002

三輪・四輪の軽自動車については

軽自動車検査協会石川事務所

☎050-3816-1853

FAX076-208-5534

◇口座振替について

亡くなられた方の名義で口座振替が登録されていた場合、口座振替を停止いたします。新たに口座振替または納付書納付に切替をする場合、手続きが必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

税務債権課

市役所本庁舎2階⑦⑧番窓口

☎0761-58-2206

FAX0761-58-2292

8. 市営住宅について

◇市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、入居権の承継承認手続きや、同居者異動手続きが必要です。手続きの詳細については、まち整備課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

亡くなられた方により、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
……入居権の承継承認手続き※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
……住宅を明け渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合
……同居者異動手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明け渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

まち整備課

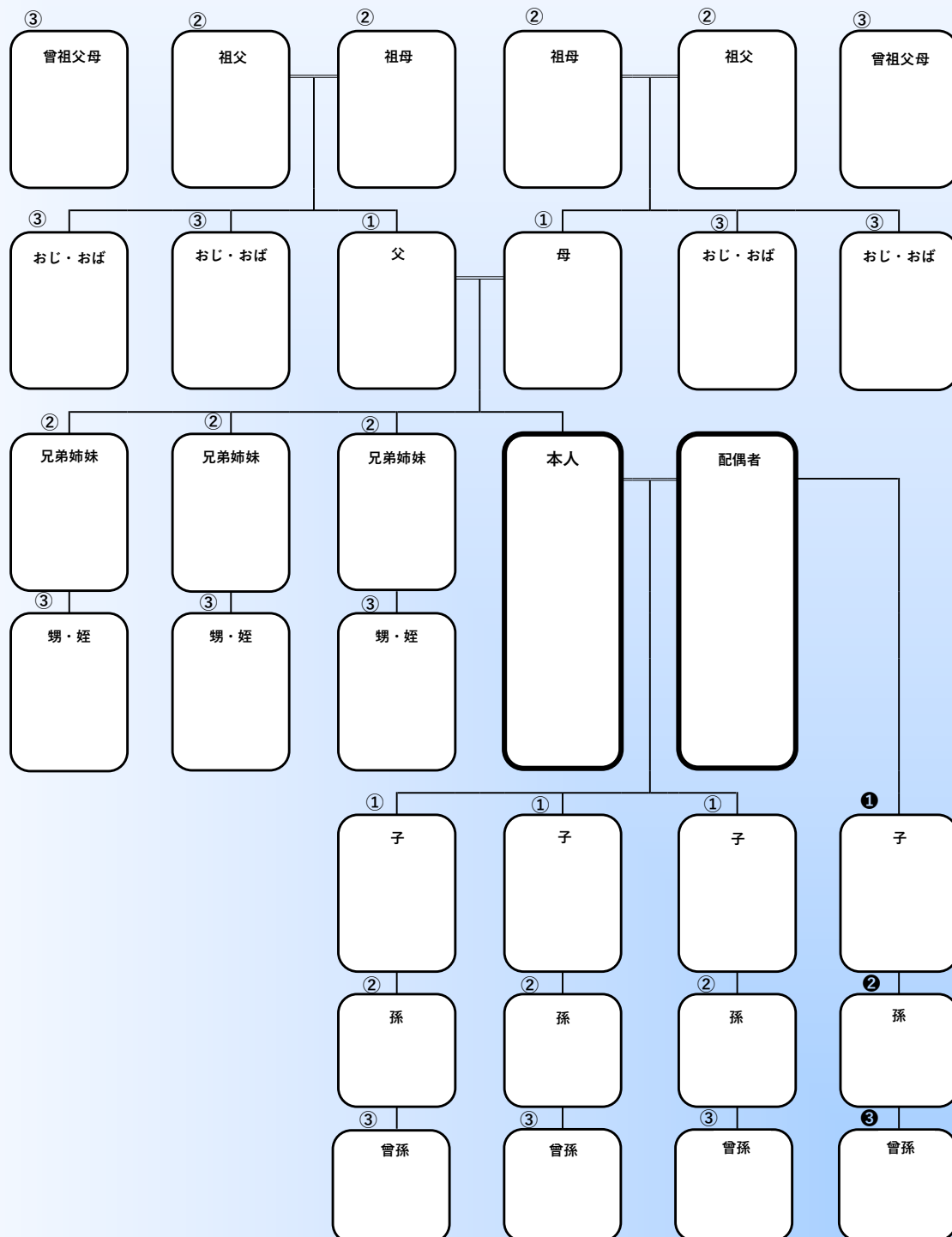
市役所寺井分室 2階

☎ 0 7 6 1 - 5 8 - 2 2 5 1

FAX 0 7 6 1 - 5 8 - 2 2 9 8

◇家系図（三親等内の親族）

亡くなられた方の相続関係の手続きの続柄の参考にご利用ください。



◆本人欄が亡くなられた方です。

◆続柄の数字は、一親等から三親等までの血族（①～③）と姻族（①～③）を表示しています。

◇来庁者が相続人の代理人の場合

※戸籍・住民票に関する証明書の請求等を権限のある相続人の代理人が行う場合は委任状が必要です。

※委任状については、下記をコピーした上で、すべて委任者が記入してください。なお、来庁されるときは、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）もあわせてお持ちください。

委 任 状	
能美市長 あて	
代 理 人 住 所	_____
(頼まれた人) 氏 名	_____
生年月日	_____ 年 月 日
連絡先	()
私は上記のものを代理人と認め、下記の事項を委任します。	
記	
○委任事項(委任する事項に✓を付してください)	
(故人)_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限	
<input type="checkbox"/>	住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
<input type="checkbox"/>	住民票(除票)の交付申請および受領の権限
<input type="checkbox"/>	戸籍証明書の交付申請および受領の権限
	本籍()筆頭者()
<input type="checkbox"/>	その他()
	年 月 日
委 任 者 住 所	_____
(頼んだ人) 氏 名	_____
生年月日	_____ 年 月 日
連絡先	()



■編集・発行

令和4年2月発行

発行 能美市

編集 能美市市民生活部市民サービス課

〒923-1297

能美市来丸町1110番地

☎0761-58-2213

FAX0761-58-2293

